

箕面川ダム 非常用自家発電設備補修工事

隨 意 契 約 理 由 書

箕面川ダムは昭和42年に北摂地域を襲った集中豪雨を契機に、箕面市粟生間谷の箕面公園内に建設され、箕面市から豊中市までの9.9kmの氾濫を防止する効果を持つダムです。降雨時にダム上流で降った雨は一定の流量までは、逆サイフォン方式（自然調節方式）により箕面川に流れ出ますが、一定の流量以上はダムに貯留され、箕面川下流への大幅な流量の増加を抑える働きをします。また、ダムの貯留量が総貯水容量を超えた場合には、流水が非常用洪水吐へ越流し自然流下により箕面川に流れ出ます。

箕面川ダム管理所には、箕面川ダムの各種設備を遠隔監視制御するための装置が設置されています。今回補修を行う箕面川ダム非常用自家発電設備については、この装置への電源供給が停電等により不意に断たれた場合にも装置への電源供給を継続し、装置の稼働を保障する重要な設備です。この設備は、三菱電機株式会社が製造した設備であり、その補修には、同社が保有する独自の技術、また同社のみが有し他社では知り得ない技術（一般的には社外秘である設計製作基準や設計製作図等）に基づかなければ、履行することが困難です。また、三菱電機株式会社は、同社が納入した設備の補修については、その保有する技術情報等を含め、一括して三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に移管しております。

以上のことから、本契約内容は、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に履行させる以外に、その目的を達成することができないため、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社より見積もりを徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。